

概要版

第2期 十和田市地域福祉計画

(令和3年度～令和7年度)

共に支え合う 地域共生のまちづくり
とわだ

地域福祉計画とは

市民一人ひとりが積極的に地域づくりにかかわり、地域を支える団体や事業者、行政が協働しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていく計画です。

1 計画策定の趣旨

近年、かつて経験したことのない人口減少・少子高齢化社会の到来や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、住民同士のつながりや人間関係が希薄化するなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しています。このような中、生活困窮者の増加など深刻な社会問題が発生しており、地域での支え合いがより一層求められています。また、一人暮らしの高齢者など、何らかの支援を必要としている方が増えています。地域課題の解決に向け、福祉分野だけに限らず、保健・医療・教育・雇用など様々な分野が横断的に連携し、包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援をしていく必要があります。地域における日常生活上の課題に、住民一人ひとりが積極的にかかわり、地域住民と地域を支える団体や事業者、行政が協働しながら、福祉施策を総合的に推進します。

2

計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、本市における市政運営の基本方針である「十和田市総合計画」の分野別計画として理念・目標・施策を示す計画です。

3

計画の期間

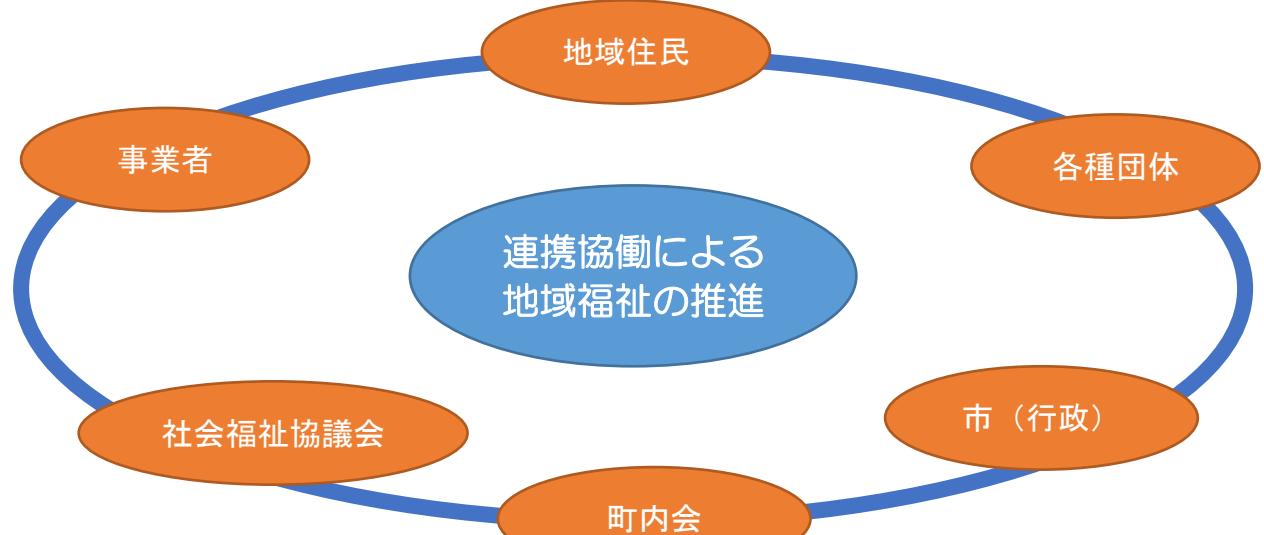
本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4

計画の推進

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、庁内関係各課との連携を図りながら計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携はもちろんのこと、町内会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、福祉サービス事業者、学校、保育所、婦人会、老人クラブ、その他各種団体ともそれぞれの役割を果たしながら連携し、協働による地域福祉の推進に努めます。



第2期十和田市地域福祉計画 概要版
令和3年3月

問い合わせ先／十和田市健康福祉部生活福祉課

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 TEL: 0176-51-6718 FAX: 0176-22-7599

ホームページアドレス : <http://www.city.towada.lg.jp/>

基本理念と計画の体系

地域福祉を取り巻く状況や地域福祉を推進する上での課題を踏まえ、基本理念、基本目標、基本施策を次のように設定します。

